

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報



若者の消費者 トラブルに注意!

来年4月
 成年年齢引下げ!

相談事例1

誰でも簡単に儲けられるとSNSで勧誘され、副業サイトでマニュアルを2万円で購入したが、簡単に儲かるとは思えない内容である。

相談事例2

ネット広告で見つけた、500円の脱毛エステの体験後に勧誘を受け、1時間以上帰らせてもらえず、20万円の契約をしてしまった。



『うまい話』には注意!少しでも疑問を感じたら
 きっぱりと断りましょう!

- ◆ 若者の間では、SNS上の広告や勧誘、友人等からの勧誘等をきっかけとして、儲け話や美容関連等の消費者トラブルが多く見受けられます。
- ◆ 20代だけでなく、2022年4月1日の改正民法施行後、成人になったばかりの18歳・19歳もトラブルに巻き込まれることが増えるおそれがあります。改正民法が施行されると、18歳から、未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合に取り消すことはできなくなります。
- ◆ 少しでも、怪しい、トラブルに巻き込まれたと感じた場合は、最寄りの消費生活センター等に相談してください。また、ご家族や周囲で契約上のトラブルで悩んでいる人がいる場合は、消費生活相談を勧めてください。

かながわ中央消費生活センターでは、「若者のための消費生活相談」を開催しますので、この機会にぜひご利用ください!

若者のための消費生活相談 (詳しくは神奈川県消費生活課のHPをご確認ください)

日時: 令和4年1月20日(木曜)・21日(金曜) 9時30分から19時まで

相談電話: 045-311-0999



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は
消費者ホットライン

☎局番なし **188**

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター
公式LINE
 のご案内はこちら



消費者問題に
詳しい弁護士に
聞きました！

水回り修理〇〇円～

—高額な料金を請求されたというトラブルが増加—

「水回り修理〇〇円～」という安い価格のインターネット広告を出している業者を自宅に呼んだところ、作業後に数十万円という高額な料金を請求されたというトラブルが増えています。

水回り修理だけでなく、鍵の交換、冷暖房設備の修理、害虫等の駆除等、業者に自宅に来てもらって作業を依頼する形態のサービスでも同様のトラブルが報告されています。



対策1 「修理〇〇円～」という広告に表示された金額を鵜呑みにしないこと

水漏れやトイレ・配水管の詰まり、設備の故障、害虫等の原因や、それに必要な作業はケースバイケースであり、広告に表示された安い金額で修理等が出来るとは限りません。

対策2 急なトラブルが生じた場合の対応方法を日頃から考えておくこと

災害時のことも考えて非常時用簡易トイレ、飲料水などを常日頃から備蓄しておく、水漏れに備えて自宅の止水栓の位置、使い方を確認しておく、施工業者や大家、管理会社等、緊急時の連絡先を控えておくなど、住居設備等に急な不具合が生じた場合の対応方法を日頃から考えておけば、いざという時に慌てることなく冷静に対処できます。

対策3 次々と作業を提案される場合、高額な作業が提案される場合には断ること

契約を急かされたり、すぐに直さないといけないという消費者の不安に付け入る形で次々と高額な作業等の提案がなされているケースがトラブルに発展しています。

広告とはかけ離れた料金の作業が次々と提案されるなど、少しでも疑問に思ったら、その場で無理に判断せず、作業を断ることも必要です。

対策4 消費生活センター等に早めに相談をすること

広告とは異なる料金が請求された、壊れた箇所が直っていないなど、料金や作業内容に疑問がある場合には、「後日適正な金額を支払う意思がある」と伝えて、その場での支払いを拒否しても構いません。その後、速やかに消費生活センター等に相談して下さい。

また、やむを得ず高額な料金を支払ってしまった場合であっても、クーリング・オフ※1や契約の取り消し※2により解決出来る場合がありますので、最寄りの消費生活センター等になるべく早く相談して下さい。

※1 見積りのために業者を自宅に呼んだ場合、広告に表示された金額と実際の料金が大きく異なる場合には、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフが出来る可能性があります。8日間が過ぎていても、契約書面を受け取っていない場合や契約書の記載に不備がある場合も同様です。

※2 本来は必要がないにも関わらず、直すためには必要な工事であると言われて高額な作業を依頼した場合など、契約時に事実と異なることを告げられて契約してしまった場合には、契約の取り消しができます。

今回の情報は、神奈川県と神奈川県弁護士会との「SDGs推進協定」の一環で、神奈川県弁護士会の協力により作成したものです。「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向け、消費者被害対策等について両者が連携して取り組んでいくこととしています。

消費生活相談は・・・

消費者ホットライン(身近な消費生活相談窓口につながります)
局番なし188

弁護士に相談したい方は・・・

神奈川県弁護士会 消費者被害相談
予約受付:045-211-7700



消費生活課ホームページ
「学ぼう！知ろう！身近なキケン
—消費生活キッズページ—」をぜひ見てね！



<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f370235/index.html>

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter(かながわ中央消費生活センター) https://twitter.com/kanagawa_shouhi



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506